

セルフサービス用課金装置付きカラー電子複写機賃貸借仕様書

1 設置台数 1台

2 設置場所 秋田公立美術大学附属図書館

3 機器仕様 別紙のとおり

4 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

5 積算項目

(1) カラー電子複写機1台分の月額基本賃借料（基本複写サービス数量を含めることも可）

(2) 黒モード1カウント当り^{※1}の金額

(3) フルカラー モード1カウント当り^{※1}の金額

(4) 月額基本賃借料と月間予定枚数^{※2}から算出された履行期間60か月の総額

※1 基本複写サービス数量を含める場合はそれを超える枚数

※2 月間予定枚数 黒モード…220枚 カラー モード…40枚

予定枚数については過去の使用実績等を基に算出した見込みであり、契約締結後の使用枚数を保証するものではない。

6 設置機能条件

(1) デジタル機とすること。

(2) 給紙テーブルを4以上有すること。

(3) A3版の複写（原寸大）が可能であること。

(4) 縮小および拡大のズーム機能が備わっていること。

(5) USBメモリーからプリントできること。

(6) コピー使用料金が、硬貨および1,000円札での支払いが可能なセルフサービス課金装置が装着されていること。

なお、令和6年発行の新紙幣と旧紙幣の両紙幣が使用可能であること。

(7) 原稿やプリントの取り忘れを知らせる機能があること。

(8) 別紙（機器仕様書）に記載した数値以上の能力であること。

7 機器の運用・保守

(1) 製品に故障周知先ラベルを張り付けること。

(2) 機器修理の際は、修理要請から概ね1時間以内で現地対応することとする。

8 積算条件

- (1) 貸借料金には、セルフサービス用課金装置、追加オプション、設置・撤去、保守（定期点検、故障修理、部品代）、消耗品の供給等の一切の経費を含む。ただし、用紙代を除く。
- (2) 貸借料は、月毎に前月分を支払うものとする。
- (3) 電子複写機の所有権は、設置者に属する。

9 その他

- (1) 電子複写機の適切な操作方法が機器本体パネルに表示され、さらに基本的な操作方法がPOPボード等により表示されていること。
- (2) 電子複写機が當時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、電子複写機に必要な消耗品を円滑に供給すること。
- (3) 落札した者は、設置機種について、令和8年3月31日までに、仕様書、カタログ等を添えて秋田公立美術大学事務局総務課へ報告し、操作説明を行い、取扱説明書1部を提出すること。
- (4) 電子複写機の設置は、令和8年3月31日までに行うこととし、設置日時については、秋田公立美術大学事務局総務課と協議し決定すること。
- (5) 電子複写機の設置に当たっては、既設の電子複写機を撤去する業者と十分な打合せを行い、支障のないよう配慮すること。

(別紙)

セルフサービス用課金装置付きカラー電子複写機（機器仕様書）

連続複写速度	モノクロ20枚/分、カラー20枚/分(ともにA4横)以上
ウォームアップタイム	30秒以下
読み取り解像度	600×600dpi以上
書き込み解像度	1,200×2,400dpi以上
まとめて1枚機能 (Nアップ)	片面で2・4・8枚の原稿をまとめてコピーできる機能 があること 免許証/マイナンバーカードなど表裏続けて読み込み、 自動レイアウトで1枚の用紙にコピーできること
両面機能	両面コピーが可能なこと
給紙トレイ数	1段600枚×4以上+手差しが110枚以上可能なこと
複写用紙対応性	52~300g/m ² が可能であること
複写倍率	25~400%以上であること(1%刻みで可能なこと)
プリント	USBメモリーに保存した画像データがプリント可能 なこと
その他機能	日本語表示と英語表示がワンタッチで切り替わること 分かりやすい操作ラベルが貼ってあること 忘れ物を知らせるメッセージが表示可能なこと
セルフサービス用課金装置	硬貨(10円、50円、100円、500円)紙幣(1,000円)が使用 できること 紙幣は令和6年発行の新紙幣および旧紙幣が使用 できること 電源は複写機本体より供給可能なこと
電源/最大消費電力	100V/15A、1電源であること/1.5kw以下であること